

# 仕 様 書

- 1 業務名  
特定事業場等排水分析業務（単価契約）
- 2 履行場所  
広島市下水道局千田庁舎（下水道局管理部管理課） 中区南千田東町6番13号
- 3 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務内容
  - (1) 検体の種類  
工場・事業場からの排水
  - (2) 分析項目  
別添の「分析項目等一覧表」に掲げる分析項目のうち、検体ごとに発注者が指示する。
  - (3) 検体の採取・搬入  
発注者が、検体を採取し、受注者の広島市内の事業所に搬入する。
  - (4) 検体の確認等
    - ア 検体搬入時、発注者及び受注者は、検体番号・分析項目等について誤りがないよう相互確認を行う。
    - イ 受注者は、検体受領書を発行する。
  - (5) 検体の保存・分析方法  
受注者は、化学的酸素要求量については排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示64号）、その他の項目については下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に基づき実施する。  
なお、受注者は、あらかじめ分析項目別に採用する規格・操作方法等を明記した分析フローシートを、契約締結後速やかに、発注者に提出する。また、その内容に変更があったときも同様とする。
  - (6) 定量下限値  
別添の「分析項目等一覧表」の定量下限値欄に掲げる値とする。
  - (7) 試料容器
    - ア 試料容器は、発注者が用意する。
    - イ 受注者は、分析終了後、試料容器を日本産業規格 K0094 の 3、K0125 の 3 及び K0128 の 4 に示す方法等で洗浄を行い、発注者に返却する。
- 5 報告書等
  - (1) 受注者は、広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書（以下「報告書」とする。）を、検体の搬入日から起算して15日以内に提出して発注者の確認を受ける。ただし、土曜日、日曜日、8月6日、12月29日から翌年1月3日までの日（1月1日を除く）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、前述の日数に含めない。
  - (2) 報告書はA4版とし、提出部数は2部とする。
  - (3) 報告書のうち1部については、分析年月日、分析者、分析機器、分析条件、検量線、クロマトグラム、測定操作記録等を記載した水質分析計算書及び濃度計量証明書を添付する。
  - (4) 受注者は、別添の「分析項目等一覧表」の基準値欄に掲げる数値以上の値を検出した場合には、速やかに、発注者に報告する。
- 6 責任者  
受注者は、契約締結後速やかに、責任者を記載した名簿（計量士登録証の写しを添付）を発注者に提出する。また、責任者に異動があったときも同様とする。
- 7 精度管理  
受注者は、契約締結後速やかに、内部精度管理の実施状況及び外部精度管理への参加状況がわかる報告書を発注者に提出する。
- 8 その他  
この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

分析項目等一覧表

番号	分 析 項 目	定量下限値	基 準 値
1	カドミウム及びその化合物	0.001	0.03
2	シアン化合物	0.1	1
3	有機燐化合物	0.1	1
4	鉛及びその化合物	0.01	0.1
5	六価クロム化合物	0.04	0.2
6	砒素及びその化合物	0.005	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005
8	アルキル水銀化合物	0.0005	0.0005
9	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	0.003
10	トリクロロエチレン	0.002	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.0005	0.1
12	ジクロロメタン	0.002	0.2
13	四塩化炭素	0.0002	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	0.002	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.02
20	チウラム	0.0006	0.06
21	シマジン	0.0003	0.03
22	チオベンカルブ	0.002	0.2
23	ベンゼン	0.001	0.1
24	セレン及びその化合物	0.002	0.1
25	ほう素及びその化合物	0.1	10
26	ふっ素及びその化合物	0.1	8
27	1,4-ジオキサン	0.005	0.5
28	クロム及びその化合物	0.1	2
29	フェノール類	0.5	5
30	銅及びその化合物	0.01	3
31	亜鉛及びその化合物	0.01	2
32	鉄及びその化合物(溶解性)	0.1	10
33	マンガン及びその化合物(溶解性)	0.1	10
34	生物化学的酸素要求量	1	600
35	浮遊物質	1	600
36	窒素含有量	0.1	240
37	燐含有量	0.1	32
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1	35
39	化学的酸素要求量	0.1	30
40	大腸菌数	1	800
41	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	0.1	100
42	水素イオン濃度	—	5を超え9未満

(注1) 水素イオン濃度を除き、有効桁数は2桁とし、定量下限値以下及び3桁目は切捨てとする。

水素イオン濃度は、小数点以下第2位を切捨てとする。

(注2) 単位は、大腸菌数及び水素イオン濃度を除き、mg/L。大腸菌数の単位は、CFU/mL。